

議案第15号

新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成25年2月25日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市道路占用料条例の一部を改正する条例

新居浜市道路占用料条例（昭和53年条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第6号に掲げる施設の項中「縁日等」を「縁日その他の催し」に改め、同表道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件の項中「縁日等」を「縁日その他の催し」に、「第7条第2号」を「第7条第4号」に改め、同項の次に次のように加える。

令第7条第2号に掲げる工作物	占有面積1平方メー	1,000
令第7条第3号に掲げる施設	トルにつき1年	Aに0.028 を乗じて得た額

別表令第7条第2号に掲げる工事用施設及び同条第3号に掲げる工事用材料の項中「第7条第2号」を「第7条第4号」に、「同条第3号」を「同条第5号」に改め、同表令第7条第4号に掲げる仮設建築物及び同条第5号に掲げる施設の項中「第7条第4号」を「第7条第6号」に、「同条第5号」を「同条第7号」に改め、同表令第7条第7号に掲げる施設並びに同条第8号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場の項を次のように改める。

令第7条第9号 に掲げる施設	建築物	占有面積1平方メー トルにつき1年	Aに0.016 を乗じて得た額
-------------------	-----	----------------------	--------------------

	その他のもの	A に 0.011 を乗じて得た額
令第7条第10号イに規定する道路の上空に設ける同号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.011 を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	A に 0.016 を乗じて得た額
	上空に設けるもの	A に 0.02 を乗じて得た額
	その他のもの	A に 0.028 を乗じて得た額
令第7条第12号に掲げる器具		A に 0.028 を乗じて得た額

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

提案理由

道路法施行令の一部が改正され、道路の占用の許可に係る工作物等として、太陽光発電設備等が追加されたことに伴い、当該工作物等に係る占用料を徴収するため、及び引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。